

飲食店等への営業時間短縮等の要請について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、
午後8時(又は9時)までの営業時間短縮や酒類提供の停止にご協力ください。
ご協力いただいた店舗には、**協力金を支給**します。

対象店舗を見回り、協力状況を確認します。

正当な理由がなく、要請に応じない場合、命令や罰則等を実施する可能性があります。

営業時間短縮等の要請の概要

対象区域

島根県全域

要請期間

令和4年1月27日(木)～2月20日(日) 25日間

対象店舗

食品衛生法に基づく営業の許可を取得している**飲食店・喫茶店等**

※飲食店等の営業許可を取得しているスナック、バー、カラオケボックスや結婚式場等を含む

<対象外店舗>客室、客席、飲食する場所を設けていない店舗など

(店舗例) 宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイートインスペース、

飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設等

○島根県新型コロナ対策認証店(以下、「認証店」という)以外の飲食店等については、
営業時間を**午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供※は行わないこと**

○認証店(1月26日までに認証された店舗)については、次のいずれかを選択して対応すること

①営業時間を**午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類の提供※を可能とする。**

ただし、酒類の提供※は午後8時までとする。

②営業時間を**午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供※は行わない。**

○飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を**4人以下**とすること

○営業時間短縮要請については、準備期間を考慮し、**1月30日までに開始**すること

※酒類の提供：**持ち込み**を含む。

要請内容

協力金の主な支給要件

○上記対象店舗

○令和4年1月26日(水)以前から営業し、**通常の営業終了時間が午後8時を越えていること**

※ **ただし認証店で午後9時までの営業を選択する場合は、通常の営業終了時間が午後9時を越えていること**

○上記の要請内容に協力すること

※ **全ての期間(1/27～2/20)において協力**すること。

ただし準備のために、協力開始が1/27に間に合わない場合には、1/30までに協力を開始し、

2/20までの全ての日において協力した場合には、要件を満たすこととする。

この場合、支給額は協力した日数に応じた算定とする。

※「島根県新型コロナ対策認証店」は、**1/26までに認証された店舗が対象**

※認証店においては、途中で申請の区分を変更することはできません。

※期間中に協力の内容を変更した場合は協力金の支給対象となりません(例：非認証店が期間中に認証店となった場合に、営業時間を午後9時までとしたり、酒類を提供する)

○認証店以外の飲食店等については、業種別ガイドラインに基づく**感染防止対策を実施**していること

(アクリル板の設置・座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)

○**営業時間短縮又は休業に関する張り紙を、店舗内外に掲示すること**(張り紙の例は県HPに掲載)

○協力金の支給後に、**店名、住所、営業時間、酒類の提供の有無などの実績について、公表すること**に

同意すること

(裏面参照)

お問い合わせ先

島根県HPは
こちら→

○営業時間短縮等の要請について

【島根県対策本部事務局】 電話番号：0852-22-6353

○島根県飲食店等時短要請協力金について

【島根県飲食店等時短要請協力金事務局】 ※郵送先は追ってお知らせします

電話番号：0570-050-215

受付時間：9時～17時(土・日・祝を除く)



協力金の支給金額の算定

(1) 支給単価(1店舗あたり1日あたり)

① 中小企業等

区分	営業時間	酒類提供	前年又は前々年の1店舗あたり1日あたり売上高		
			7万5千円以下の場合	7万5千円超～25万円以下の場合	25万円超の場合
非認証店	午後8時まで	なし	3万円/日	3万円～10万円/日(1日あたりの売上高×4割)	10万円/日
			8万3,333円以下の場合	8万3,333円超～25万円以下の場合	25万円超の場合
認証店	午後9時まで	可能	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日(1日あたりの売上高×3割)	7.5万円/日
			7万5千円以下の場合	7万5千円超～25万円以下の場合	25万円超の場合
認証店	午後8時まで	なし	3万円/日	3万円～10万円/日(1日あたりの売上高×4割)	10万円/日
			8万3,333円以下の場合	8万3,333円超～25万円以下の場合	25万円超の場合

② 大企業 ※中小企業においても、この方式を選択可

区分	営業時間	酒類提供	単価		
非認証店	午後8時まで	なし	前年又は前々年同期の1日あたりの売上高減少額の4割(上限20万円)		
認証店	午後9時まで	可能	前年又は前々年同期の1日あたりの売上高減少額が500,000円	以下	売上高減少額の4割又は1日あたりの売上高の3割の低い額
				超	20万円又は1日あたりの売上高の3割の低い額
認証店	午後8時まで	なし	前年又は前々年同期の1日あたりの売上高減少額の4割(上限20万円)		

(2) 支給額(上記(1)の単価×要請に応じた期間の日数)

- ・全期間の場合(1/27～2/20): 25日
- ・準備期間を取り入れた場合 ①1/28～2/20: 24日 ②1/29～2/20: 23日 ③1/30～2/20: 22日

申請の大まかな流れ

① 要請内容や支給要件を確認してください ※協力金の案内やよくある質問等はHPIに掲載

② 時短要請に応じた営業を行う(午後8時(又は9時)以降の営業時間短縮、酒類提供の終日停止等)

- ・営業時間短縮又は休業に関する張り紙を店舗内外に掲示
- ・認証店以外の飲食店等については、店内で業種別ガイドラインに基づく感染防止対策(アクリル板の設置・座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)を実施

③ 申請に係る必要書類の準備・確認

- 申請書、誓約書、店舗ごとの協力金計算書
- 代表者の本人確認書類(住所・氏名・生年月日がわかるもの)の写し(運転免許証・保険証等)
- 申請書に記載した協力金振込先口座情報が分かる通帳等の写し(表紙と見開き1ページ目)
- 飲食業売上高等を確認できる書類(確定申告書の写し(又は青色申告決算書の写し)及び売上台帳等の写し等)
※下限額(日額3万円又は2.5万円)で申請する場合は、飲食業売上高等の確認書類は不要
- 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
- 通常の営業時間が分かる書類(メニュー・パンフレットの写し、店内表示の写真等)
- 屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施等が分かる店舗の外観・内覧写真

④ 申請(郵送又は電子申請) ※簡易書留など郵送物が追跡できる方法で郵送

申請方法

【申請受付期間】

令和4年2月21日(月)～令和4年3月22日(火)

【申請方法】

郵送又は電子申請で、申請書と添付書類を提出してください。

※レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。(控えは結果が出るまで保管)

協力金の支払

審査完了後、順次支給となります。申請書類に不備がない場合、受付完了後1か月程度での支給を見込んでいます。申請書類に不備等がある場合は、審査に時間がかかることがあります。